

# 資料 5 - 1

## 山梨県国土利用計画審議会運営規程の改正について

### 経緯

- 1 土地利用基本計画の変更のうち、森林地域の縮小案件については、林地開発後の事後的な変更であり、審議会における議論の余地が少なく、短時間で終了していた。
- 2 別添参考資料 3 のとおり、平成 25 年 3 月 22 日付け国計第 207 号、国土交通省国土政策局総合計画課長通知により、「国土利用計画法に基づく土地利用基本計画及び国土利用計画の運用指針について」技術的助言があり、その中で、審議会の議決方法について、専決による運用例が示された。

### 改正理由

森林地域の縮小案件のみで、多忙な審議会委員を招集することは、審議会運営の効率化及び迅速化の観点から改善を行う必要がある。

このため、国土利用計画法の趣旨に合致すると認められる一定の類型に属するものを対象として、審議会の意見を聴いたものとして取り扱い、事後、審議会に報告する（「専決」）ことができるよう「山梨県国土利用計画審議会運営規程」を、別紙新旧対照表のとおり改正したい。

( 案 )

山梨県国土利用計画審議会運営規程第 9 条第 1 項に定める  
一定の類型に属するものを対象とした専決基準について

平成 26 年 8 月 20 日  
山梨県国土利用計画審議会決定

山梨県国土利用計画審議会運営規程第 9 条第 1 項で定める一定の類型に属するものを対象とした専決は、「山梨県土地利用基本計画の計画図における森林地域の縮小案件」とする。